

プロフェッショナル人材紹介会社登録要領

静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施する事業（以下「事業」という。）に、有料職業紹介事業者が参画するための登録について以下に定める。

第1 目的

県内中小企業等とプロフェッショナル人材との間における有料職業紹介を実施し、中小企業等がプロフェッショナル人材を採用又は副業人材等が雇用契約又は業務委託契約等に基づきその業務に従事することで、中小企業等の新事業展開等の新たな成長を促進して県内産業を活性化することを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において、以下の用語は、以下に示す定義による。

(1) 登録人材紹介会社

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、この要領により静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）に登録した事業者。ただし、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が資本金及び基本金等の2分の1以上を出資している法人を除くものとする。

(2) 静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点（拠点）

県内の中小企業の経営課題やプロフェッショナル人材に対するニーズを明確化していくと同時に、地域における様々なニーズの顕在化に取り組む関係者を積極的にコーディネートすることで「攻めの経営」への転換を支援していく地域の拠点

(3) プロフェッショナル人材

新たな商品又はサービスの開発、販路の拡大や、デジタル化推進による生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材

(4) 成約

中小企業等がプロフェッショナル人材と双方の合意に基づいて次の条件を満たす雇用契約（採用内定を含む。以下同じ。）を締結し、就業を開始させることをいう。

ア 契約期間は、期間の定めのないもの又は期間の定めのない雇用の採否を判断するために12か月以内の期間を定めたものであること。

イ 健康保険及び厚生年金保険の適用があること。

ウ イの規定にかかわらず、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号。以下「施行規則」という。）第20条第2項に規定する経営管理者に相当する者については、雇用保険の適用があること。

(5) 人材紹介手数料

施行規則別表に規定する受付手数料及び紹介手数料又は法第32条の3第1項第2号に規定する手数料をいう。

第3 登録の申請

事業に参画しようとする有料職業紹介事業者は、別に定める日までに次に掲げる書類を拠点に提出しなければならない。

(1) 提出書類（各1部）

ア 人材紹介会社登録申請書（様式第1号）

イ 有料職業紹介事業許可証の写し

ウ 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの

エ 求職及び求人の申込方法など、業務運営が分かるもの

オ 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの

カ 個人情報の管理に関するもの

- キ 県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの
- ク 人材の円滑な定着のための取組状況が分かるもの
- ケ その他拠点が必要と認める書類

第4 登録の条件

次のことに承諾することを登録の条件とし、第3に掲げる申請書の提出をもって承諾したものとみなす。

- (1) 登録人材紹介会社は、この要領に定める拠点への報告等のため、登録人材紹介会社及び中小企業等が、プロフェッショナル人材の個人情報をもとに拠点へ提供することについて、当該プロフェッショナル人材から書面で同意を得ること。
- (2) 登録人材紹介会社は、プロフェッショナル人材に関する有料職業紹介の活動状況について、四半期ごと報告対象期間の翌月5日までに有料職業紹介活動状況報告書(様式第2号)により拠点に報告すること。
- (3) 登録人材紹介会社は、プロフェッショナル人材のマッチング契約が成立した場合は、10日以内にマッチング契約成立状況報告書(様式第2号の2)により拠点に報告すること。
- (4) 登録人材紹介会社は、法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合は、新たな許可証の写しを速やかに拠点に提出すること。
- (5) 登録人材紹介会社は、法第32条の7に規定する変更の届出をした場合は、速やかに拠点に報告すること。

第5 登録の基準

登録人材紹介会社の登録については、次に掲げる審査基準により申請内容を審査の上、拠点が登録を決定する。

なお、審査は提出された申請書類等により行うものとするが、審査前に拠点担当者による事前ヒアリングを行うことがある。

- (1) 県外在住の人材に関する求職の登録実績があるか。
- (2) 県内企業の求人登録の実績があるか。
- (3) 県外在住の人材に関するマッチング実績があるか。
- (4) 県外在住の人材に関する成約実績があるか
- (5) 県外在住の人材に関する有料職業紹介の取組方針が、事業の目的に合致しており、登録やマッチングに繋がるような具体的な取組となっているか。
- (6) 人材が円滑に定着できるよう、成約(採用内定を含む。)から就業開始後6か月以内に2回以上の人材に対する適切なフォローを行っているか。

第6 登録の有効期間

- (1) 登録の有効期間は、拠点が発行する登録証に記載した「登録年月日」から「登録の有効期限」までとし、有効期間満了までに、有料職業紹介事業者から人材紹介会社登録有効期限延長申請書(様式第3号)が提出された場合、拠点は、登録の有効期間を更に1年延長出来るものとする。ただし、(2)により終了した時はこの限りでない。
- (2) 登録は、次に掲げるいずれかに該当することとなったときに終了する。
 - ア 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
 - イ 第7の規定により、登録を取り消したとき

第7 登録の取消

- (1) 拠点は、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができるものとする。
 - ア 不正な行為があると拠点が認めたとき
 - イ 正当な理由がないのに、要領第4の条件に従わないとき
- (2) (1)の規定により登録を取り消した場合に登録人材紹介会社が被った損失については拠点は損害賠償を行わない。

第8 指導監督

拠点は、この登録に関する事項について必要に応じて検査し、登録人材紹介会社に対して報告を求めることができるものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は拠点が別に定める。

附則

この要領は、平成27年11月24日から施行する。

附則

この改正は、平成28年1月28日から施行する。

附則

この改正は、平成29年1月10日から施行する。

附則

この改正は、平成30年2月7日から施行する。

附則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年2月15日から施行する。

附則

この改正は、令和3年7月12日から施行する。

附則

この改正は、令和5年2月1日から施行する。